

## 業務仕様書

本仕様書は、委託者佐久市(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託する御鹿の郷地域ふれあいセンター自動ドア保守点検業務の内容を示すものである。

1 業務名 (長期継続契約)御鹿の郷地域ふれあいセンター 自動ドア保守点検業務  
(令和8年度～令和10年度)

2 業務箇所 佐久市春日2714番地1

3 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日

4 保守点検業務の対象

保守点検業務の対象は次に掲げる施設及び概要等とする。

(1) 施設の名称 御鹿の郷地域ふれあいセンター

(2) 施設の所在地 佐久市春日2714番地1

(3) 自動ドア保守点検業務の概要

①装置の設置場所 正面玄関内側

②機 種 自動扉開閉装置

③台 数 2台(両側開閉式1台・片側開閉式1台)

5 業務の内容等

(1) 保守点検業務の細目内容

業務の内容は別紙「保守点検業務内容」によるものとする。

(2) 緊急時の対応

乙は甲に事故・故障が発生した場合、速やかに応急措置をするものとする。

また、非常災害(台風・襲雷・地震等)への対応体制を予め定め、災害時の復旧に協力することとする。

(3) 点検結果の報告と記録の保存

乙は点検終了後30日以内に任意の様式により甲に報告書を提出し、甲に承認を得るとともに記録を保存しなければならない。

6 その他

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、建築基準法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならないものとする。

(2) 一般的事項

保守点検作業に使用する機械器具等は、すべて乙の負担とする。

(3) 再委託の禁止

乙は契約した業務の全部または大部分を他の者に再委託してはならない。

ただし、乙に事故等やむを得ない事由が発生した場合は、甲が承認した場合に限り同等以上の資格、要件を満たす者に再委託することができるものとする。

(4) 費用負担

人件費、交通費、調整費、軽微な部品代及び消耗品、調整維持管理費は自動ドア保守点検業務委託料に含むものとし、分解整備代は協議のうえ別途精算するものとする。また、保守点検機器に修繕が必要と認められる場合は、見積書を提出するものとする。

(5) 機密の保持

本業務遂行上知り得た情報についてはすべて甲に帰属し、これを一切他に漏らしてはならない。また、機密の保持は、本契約終了後においても存続するものとする。

(6) 事故等における責任の所在

本業務遂行にあたり発生した事故等(第三者に及ぼした損害を含む)については、甲は一切の責任を負わないものとする。

(7) この仕様書に該当しない事項については、その都度協議のうえ実施するものとする。

別 紙

### 保守点検業務内容

本仕様書は、委託者佐久市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する御鹿の郷

御鹿の郷地域ふれあいセンター

No.	名 称	仕 様	点検回数	備 考
	●自動ドア保守点検	自動扉開閉装置 2台 【内訳】 御鹿の郷地域ふれあいセンター (両側開閉式1台) (片側開閉式1台)		詳細は現地確認のこと
○定期点検			2 (1年間)	
1	ドアエンジン装置各部の点検・調整			
2	ドアエンジン開閉速度・クッション作動の点検・調整			
3	ドアエンジン装置電気回路の点検・調整			
4	各装置のオイル洩れ・エアアの洩れの点検・調整			
5	各装置の潤滑油の点検・調整			
6	扉の当たり及び磨れ等、作動状態の点検・調整			
7	各装置及び機器の摩耗度点検及び取り替え・整備			
○その他保守				
1	不時の故障において、早急に技術員を派遣し、修復に努める			